右の者に対する尊属傷害致死被告事件(昭和五〇年(あ)第一二八三号)について、昭和五〇年一一月二八日当裁判所が言い渡した判決に対し、申立人から判決訂正の申立があつたが、右判決の内容に誤りのあることを発見しないので、刑訴法四一七条一項により、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主

本件申立を棄却する。

昭和五〇年一二月二三日

最高裁判所第三小法廷

| 裁判長表 | 找判官 | 天 | | 野 | 武 | _ |
|------|------------|---|---|---|---|---|
| 表 | 找判官 | 坂 | | 本 | 吉 | 勝 |
| 表 | 找判官 | 江 | ₽ | П | 清 | 雄 |
| 表 | 裁判官 | 高 | | 辻 | 正 | 己 |